

日本で初めてサービスの質を保証する
世界レベルを誇る

認証「悠」のご案内



公益財団法人
Uビジョン研究所

〒150-0002
東京都渋谷区渋谷1-3-18
ビル・モデルナA405
TEL: 03-6904-4611
FAX: 03-3407-6055

認証「悠」のご案内 目次

● 認証「悠」の目的	2
● 「悠」プレートを掲げている施設は安心して暮らせる優良施設の表示です	3
● 「5つの認定証書」	4
● 「認定」の5つのカテゴリー	
「その1」わたしたちは、入居者と訪れる人に笑顔で接します。	5
「その2」わたしたちは、入居者が安心して安全に暮らせるよう全力を尽くします。	6
「その3」わたしたちは、入居者の要望を大切に、必要な支援が提供できるように努めます。	7
「その4」わたしたちは、清潔に配慮し、豊かな自然に満ちた環境を大切にします。	8
「その5」わたしたちは、地域との交流を大切にします。	9
● 認証審査の流れ	10
● 認証「悠」における認定審査の調査方法	11
● 5つのサービス認定判断基準	12～14
● 最大の特徴 抜き打ち調査	15
● 「抜き打ち調査」の流れ	16
● 抜き打ち調査実施書	17
● 認証審査及び抜き打ち調査夜間調査票	18
● 「抜き打ち調査」の期待できる効果	19
● 認証「悠」の有効期限は3年間	20
● 認証「悠」有効期間中の支援体制	21
● 認証「悠」取得までのスケジュール	22
● 認証「悠」取得後のスケジュール	23
● 現在の認証「悠」取得施設	24
● 費用について	25
● 賛助会員特典	26

認証「悠」の目的

●Uビジョン研究所の認証「悠」の目的

第三者評価機関である公益財団法人Uビジョン研究所が、専門性の高い評価者によって、介護施設におけるサービスの質を中立的な立場で評価し認定します。1年に1回は「抜き打ち調査」を実施しサービスの質を担保・保証する仕組みです。

認証施設は、「人間の尊厳を保ち安心できる施設」「生活の質が高く向上できる施設」「コンプライアンスが守られ職員の資質が高い施設」として利用する当事者や家族、市民のニーズに応えるために日々努力している施設です。

ただし、「事故」や「虐待」が全く発生しないことを保証するものではなく、「事故」や「虐待」が起きないように研修や抜き打ち調査などを通じて、未然に防ぐ努力をし、発生した時には誠意をもって対応することを評価するものです。

●認証「悠」の社会的役割と効果

社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームなど高齢者施設は重度者施設として、認知症になってもターミナル期であっても、家族がいなくても関りが薄くても、本人が安心して安全に暮らせる「ケアの見える化」を図る社会的役割があります。Uビジョン研究所は施設が人間の尊厳を守り、心のこもった良質なサービスが提供できているかを審査し保証するとともに市民に対して情報公開を積極的に行っていきます。

利用者にとって、第三者による市民の視点で、人生最期を暮らす場所にふさわしい支援ができているかを定期的・継続的なチェックがあることは、最大の安心です。

家族にとって、見えない夜間のケアについても確認することができる点で信頼につながります。

市民にとって、豊かな経験を持った専門性の高い評価者が3日間昼夜に渡る厳しい視点で調査を行い評価をする方法は日本で初めてであり、安心して施設を選ぶことができる権利を行使できます。

「悠」プレートを掲げている施設は 安心して暮らせる優良施設の表示です



Uビジョンの「U」とは

認証プレートにもある「悠」の字と、プレートの形から、Uビジョンと名付けました。

「悠」の由来は、パリで個展を開いた書家の「雲悠々」という書から取ったもので、「雲のように自分らしい形で自由に生きる」ことをイメージしています。諸外国に向けて発信していくために「U」というアルファベットを使っています。

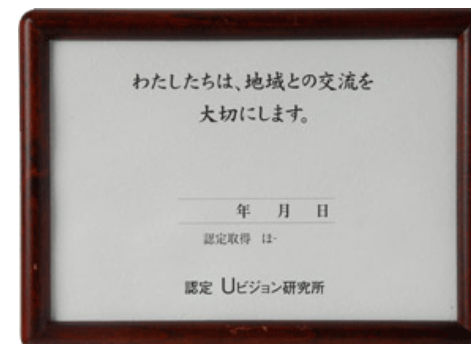
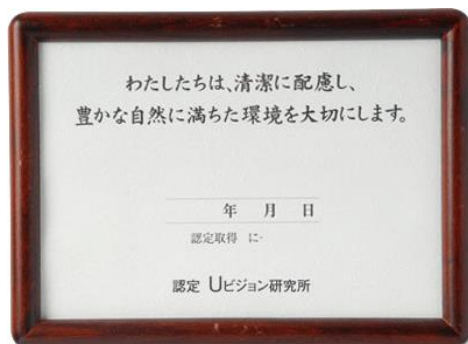
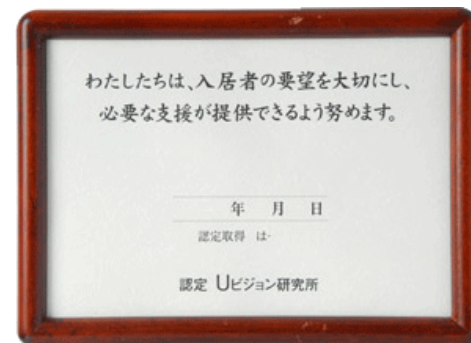
「悠」プレート

- ◇「悠」プレートは、法人が「認証」を目指すことを決定したときに取得できます。
- ◇施設開設時から取得できます。（その場合、認定は3年後になります）
- ◇「悠」プレートは、利用者や家族・市民への信頼につながり、高齢者である当事者の施設選択の指針となるものですので、誰でも目につく場所に掲げます。

「 5つの認定証書 」



5つのカテゴリー



「認定証書」

- ◇ 5つの認定証書は、5つのカテゴリーごとに組織マネジメント、入居者・家族・職員・地域のQOLの側面から施設評価を行い、「最優秀」「優秀」「一部改善」「要改善」を決定、「最優秀」と「優秀」の場合に授与します。
- ◇ 「一部改善」「要改善」の場合は、希望により再審査いたします。

5つのカテゴリー「その1」

Uビジョン研究所の認証「悠」は、施設のサービスを5つのカテゴリーに分けて評価し、認定を行います。

1. わたしたちは、入居者と訪れる人に笑顔で接します。



入居者に笑顔で挨拶することを身につけ、言葉づかい、態度についても教育を行い、温かいおもてなしができるようにします。

5つのカテゴリー「その2」

Uビジョン研究所の認証「悠」は、施設のサービスを5つのカテゴリーに分けて評価し、認定を行います。

2. わたしたちは、入居者が安心して安全に暮らせるよう全力を尽くします。



事業所は法律の順守は最低限の責務です。それ以上に入居者が職員を信頼して心安らかに暮らせるよう、資質向上に取り組みます。

5つのカテゴリー「その3」

Uビジョン研究所の認証「悠」は、施設のサービスを5つのカテゴリーに分けて評価し、認定を行います。

3. わたしたちは、入居者の要望を大切にし、必要な支援が提供できるように努めます。



「その人らしく、人生を最期まで凛として生きること」の支援に努め、その人の人生を大切に温かくやさしく支援していきます。

5つのカテゴリー「その4」

Uビジョン研究所の認証「悠」は、施設のサービスを5つのカテゴリーに分けて評価し、認定を行います。

4. わたしたちは、清潔に配慮し、 豊かな自然に満ちた環境を大切にします。



日常を大切に、気持ち良い快適な生活環境の中で過ごすことができ、
自然の恵みの中で穏やかで癒される環境作りに努めます。

5つのカテゴリー「その5」

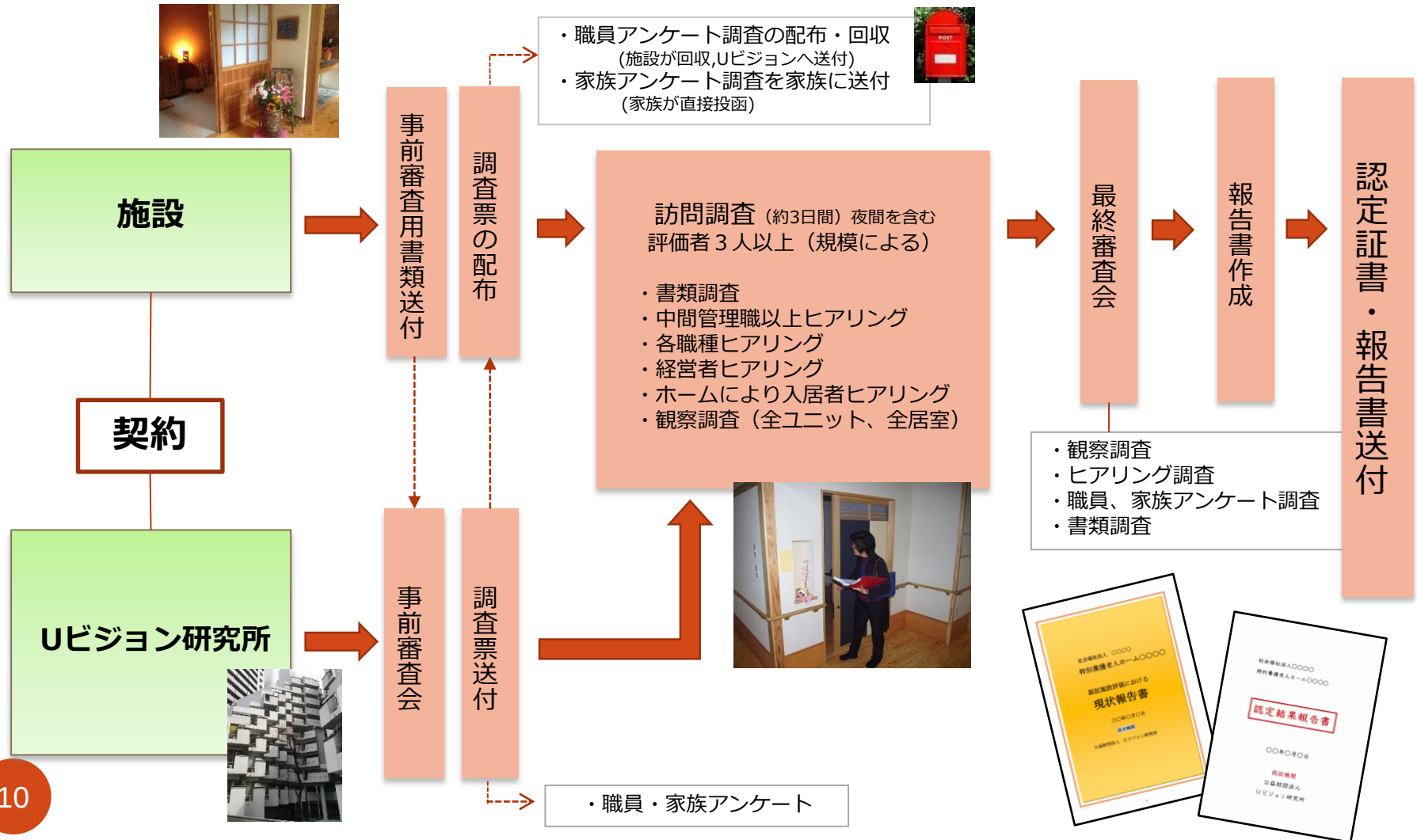
Uビジョン研究所の認証「悠」は、施設のサービスを5つのカテゴリーに分けて評価し、認定を行います。

5. わたしたちは、地域との交流を大切にします。



地域の一員として、社会の一員として生きることを大切にします。地域を支え、地域に支えられる「絆」を築けるよう努めます。

認証審査の流れ



認証「悠」における 認定審査の調査方法

● 調査票

1. 事前書類調査
2. 訪問調査時における書類調査
3. 居住環境・ケア観察調査
4. 夜間観察調査
5. 経営者ヒヤリング調査
6. 入居者ヒヤリング調査（※入居者の状態による）
7. 介護職員ヒヤリング調査
8. 看護職員ヒヤリング調査
9. 管理栄養士・調理主任ヒヤリング調査
10. 生活相談員ヒヤリング調査
11. ケアマネジャーヒヤリング調査
12. 機能訓練指導員ヒヤリング調査
13. 事務長・事務管理職ヒヤリング調査
14. 一般職員アンケート調査
15. 家族アンケート調査

5つのサービス認定判断基準

●判定根拠… 1

- ◇数字で把握、比較できるもの・・・数字的測定
社会的ニーズ、ライフスタイルの変化、感覚によるもの
(入居者の表情、職員の表情、姿勢、対応、生活感など)・・・心理・感覚的測定。
- ◇数字的測定＋心理・感覚的測定を総合して判定する。
- ◇最優秀、優秀の水準が適合と判断する。
- ◇標準：法令順守（法令は最低限度の守るべき義務であり、基準を満たしていることがベースとなる）。

●判定根拠… 2

- ◇社会福祉法人としての社会的役割を果たしている…地域の中で弱い立場、困っている人の状況把握と支援体制がある。
- ◇介護保険法の「理念である、人間の尊厳を守る」ことを軸にした体制がある。
- ◇貴法人の理念を尊重し、実現のための体制が職員に周知徹底されるよう図られている。
- ◇専門職員としての介護の知識、技術に裏づけられた職員の人間力を培う教育を重要視し取り組んでいる。

レベル基準	審査データ	評価者判定	総合判定
最優秀 *卓越した水準	○アンケート調査 ○ヒヤリング調査 ○観察調査など 以上が90%以上の評価点を獲得	○5つのQOLの側面から判定 ・審査データの根拠資料に基づき、それぞれの評価者が5つのQOLから判断	全員一致
優秀 *極めて高い水準	○アンケート調査 ○ヒヤリング調査 ○観察調査など 以上が80%以上89%まで	○5つのQOLの側面から判定 ・審査データの根拠資料に基づき、それぞれの評価者が5つのQOLから判断	議論により全員一致で合意 *総合的に優秀であるが一人でも気になる内容があると発言した場合は、内容を確認し議論の上判定
標準	運営基準の順守	運営規準の順守の確認	基準順守がベースになる
一部改善	○アンケート調査 ○ヒヤリング調査 ○観察調査など 以上が80%未満	○5つのQOLの側面から判定 ・審査データの根拠資料に基づき、それぞれの評価者が5つのQOLから判断	法令順守が一部できていないところが認められる場合。 議論で優秀と認定する人が1人だけの場合は議論の上、根拠を提示して判定。 優秀と判定した評価者が過半数を超えた場合は、議論を尽くし、「優秀」か「一部改善」を判定
要改善	○アンケート調査 ○ヒヤリング調査 ○観察調査など	○5つのQOLの側面から判定 ・審査データの根拠資料に基づき、それぞれの評価者が5つのQOLから判断 ・すぐに取り組まなければならない改善点がある	・法令順守の不足が複数確認できる場合 ・評価者の半数以上が改善指導の対象と判断

最大の特徴 抜き打ち調査

●抜き打ち調査

- ◇認証「悠」取得後12カ月以内と、13カ月～24カ月以内に各1回ずつ、「抜き打ち調査」を実施します。
- ◇「抜き打ち調査」は夜間・深夜の調査を必ず1回、行います。
虐待の疑い、拘束、臭い、ベッド上のコードの位置、不適切なケアの有無や優れたケア・支援の内容を確認します。
- ◇抜き打ち調査の結果を、施設、管轄する自治体に報告します。

「抜き打ち調査」の流れ

認証は3年間保証されます。

3年間のうち2年間は、年1回の夜間帯の「抜き打ち調査」を実施します



- 夜間帯に、評価者最低2名が評価者証を携帯し、抜き打ち調査実施書を提出して施設に入ります。
- 事前に入居者や家族の了解を得たうえで、入居者一人ひとりの居室を開け、不適切なケアがないかを確認します。
- 職員の名前を聞き、夜間の職員数と、施設理念が言えるかどうかを確認します。
- 出勤してきた管理職に必要な応じて報告します。
- 報告書を施設と自治体に提出します。

抜き打ち調査実施書

ただ今より、公益財団法人 U ビジョン研究所は、「〇〇〇〇」の認証「悠」にかかる抜き打ち調査を下記のとおり実施します。

速やかに調査に応じていただくよう、ご協力をお願いいたします。

記

第2回 抜き打ち調査

実施日：201〇年〇月〇日～201〇年〇月〇日 夜間帯

評価者：本間郁子、〇〇〇〇 〇名

以上

留意事項

- ・評価者は U ビジョン研究所の評価者証を携帯しています。
- ・調査の場所、順番等は評価者が指定しますので、ご協力お願いします。

調査実施責任機関

公益財団法人 U ビジョン研究所

東京都渋谷区渋谷 1-3-18

ビル・モデルナ A-405

電話 03-6904-4611

認証審査及び抜き打ち調査夜間調査票

ユニット名 10名	名 前	拘束有無	臭い有無	コールの 位置	
	〇〇 さん				
	〇〇 さん				
	〇〇 さん				
	〇〇 さん				
	〇〇 さん				
	〇〇 さん				
	〇〇 さん				
	〇〇 さん				
	〇〇 さん				
	〇〇 さん				
	〇〇 さん				
【全体評価】 ◆					

「抜き打ち調査」の期待できる効果

- 虐待の抑止力としての効果
- 拘束（身体拘束、環境拘束、言葉による行動制限など）の有無の確認
- 不適切ケアの確認
- 必要に応じて、コンプライアンス順守の確認
- 利用者、家族、市民の安心と信頼の確保

認証「悠」の有効期限は3年間

●3年ごとに、施設審査を実施

- ◇1回の認定の有効期間は3年間です。
- ◇認証の更新をする場合、再度施設の審査を実施することが必要です。
- ◇このような仕組みを取り入れることで、たとえ経営者が変わった場合でも、長期間にわたりサービスの質を組織で保証・担保することが可能になります。

認証「悠」有効期間中の支援体制

●コンプライアンスの順守を伴う情報提供（基本無料）

- ◇運営基準や加算などの要件が満たされているかを確認し、必要に応じてアドバイスします。
- ◇職員が理解しやすい内容で国の動き、社会的ニーズ、制度改革についての情報を提供します。

●経営者の支援をします。（基本無料、ただし有料の場合あり）

- ◇マネジメントやその他の相談に応じます。
- ◇最新の情報を提供し、研修講師派遣を行います。

●苦情解決の相談に応じます。（基本無料）

- ◇利用者・家族・地域の苦情相談窓口の一つとして、重要事項説明書に記載できます。
また、苦情を受けた施設が利用者の要望に応じていくための相談に応じます。

●利用者・家族・職員からの高齢者虐待に関する相談にのり、施設の対応と対策に必要な応じて関わります。（基本無料）

- ◇利用者・家族・職員が施設や行政機関に言えない場合など、Uビジョン研究所が受け止め、取り組めるよう支援します。また相談窓口として重要事項説明書に記載できます。

認証「悠」取得までのスケジュール

施設審査を行い、その結果に基づき認定・認証します。

	1カ月目	2カ月目	3カ月目	4カ月目
内容	契約 事前審査会 家族アンケート 職員アンケート	訪問調査 ≪内容≫ 管理職・各職種等の ヒヤリング調査 入居者ヒヤリング調査 観察調査（夜間含む） など 書類調査（コンプライア ンスの確認） ※3人以上の評価者が施設 を3～4日間訪問して実施 します。（定員規模によ る）	最終審査会 	認定証書の送付 報告書の送付
受審施設に お願いしたい こと	・職員へ認証の内容を理 解、周知させる ・契約に係わる書類の送 付 ・事前審査用書類の送付 ・家族アンケートの配布 ・職員アンケートの配布 と回収	・各職員のヒヤリング調 査の日程調整 ・書類の準備 ・評価者受け入れ体制の 調整		・証書の掲示

認証「悠」取得後のスケジュール

- ・認証「悠」取得後、3年間の有効期間内に全2回の「抜き打ち調査」を実施します。
- ・認証「悠」を更新する場合は、有効終了前に確認します。

年月	認証後12カ月以内	認証後13カ月 ～24カ月以内	認証後36カ月以内
内容	抜き打ち調査1回目 Uビジョン研究所の評価者が抜き打ちで施設に伺います。夜間や早朝の場合もあります。職員や利用者・家族へあらかじめ告知をお願いいたします。 調査の内容 調査 評価者2人以上 (定員規模による) 報告書作成	抜き打ち調査2回目 内容、手順は1回目と同様です。	認定証書の更新審査 初回に認証を取得したときと同様に施設評価を実施して、審査します。

現在の認証「悠」取得施設

	法人・施設名	認証「悠」取得年月	抜き打ち調査実施年月
1	社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村特養ホーム八街	2012年 2月・第1回認証 2015年 2月・第2回認証 2018年 2月・第3回認証	2012年 8月・第1回抜き打ち調査 2013年 7月・第2回抜き打ち調査 2015年11月・第1回抜き打ち調査 2016年 8月・第2回抜き打ち調査
2	社会福祉法人天雲会 特別養護老人ホーム龍生園	2012年 9月・第1回認証 2015年 9月・第2回認証	2013年 4月・第1回抜き打ち調査 2014年 6月・第2回抜き打ち調査 2016年 3月・第1回抜き打ち調査 2017年 5月・第2回抜き打ち調査
3	社会福祉法人晋栄福祉会 ケアホーム中山ちどり	2014年 3月・第1回認証 2016年11月・第2回認証	2014年 8月・第1回抜き打ち調査 2015年10月・第2回抜き打ち調査 2017年 6月・第1回抜き打ち調査
4	社会福祉法人晋栄福祉会 ケアハウス中山ちどり	2014年 3月・第1回認証 2016年11月・第2回認証	2014年 8月・第1回抜き打ち調査 2015年10月・第2回抜き打ち調査 2017年 6月・第1回抜き打ち調査
5	社会福祉法人愛生福祉会 特別養護老人ホーム豊寿園	2017年 3月 第1回認証	2017年11月・第1回抜き打ち調査
他全国で、5施設が認証取得予定です。			

費用について

人件費・調査費（事務費）・報告書作成・（自治体への報告費はかかりません）
税抜き、交通費・宿泊費は別途

施設の定員	評価者数 (原則)	訪問調査日数 (原則)	夜間観察	施設評価	抜き打ち調査 認証の有効期間3年間に 全2回実施	3年間計	プレート 認定証書・額 (初期のみ)
29人	2人	2日間	2日間各日1人 ないし2人	600,000円	400,000円 評価者2人	1,400,000円	160,000円
30人～50人	2人	3日間	2日間各日1人 ないし2人	660,000円	425,000円 評価者2人	1,510,000円	160,000円
51人～75人	3人	3日間	2日間各日1人 ないし2人	790,000円	475,000円 評価者2人	1,740,000円	160,000円
76人～100人	3人	3日間	2日間各日1人 ないし2人	820,000円	500,000円 評価者2人	1,820,000円	160,000円
101人～125人	4人	3日間	2日間各日2人	950,000円	550,000円 評価者2人	2,050,000円	160,000円
126人～150人	4人	3日間	2日間各日2人	980,000円	575,000円 評価者2人	2,130,000円	160,000円
151人～175人	4人	3日間	2日間各日2人	1,010,000円	625,000円 評価者2人	2,260,000円	160,000円
176人～200人	5人	3日間	2日間各日2人 ないし3人	1,140,000円	650,000円 評価者4人	2,440,000円	160,000円
201人～225人	5人	4日間	2日間各日2人 ないし3人	1,250,000円	675,000円 評価者4人	2,600,000円	160,000円
226人～250人	5人	4日間	2日間各日2人 ないし3人	1,280,000円	700,000円 評価者4人	2,680,000円	160,000円

* 2回目以降は、認定証書代金別途がかかります（1カテゴリーにつき1,000円）。

* 評価者数、訪問調査日数は施設の形態、状況等により変わる場合があります。

* 法人会員は、割引が適用されます。

* ショートステイは、評価の対象ではありませんが、同じ建物内にある場合はサービスで実施します。

賛助会員特典

賛助会員名		年会費	セミナー (一般市民向け)	トップマネジメント セミナー	書籍 (Uビジョン発行)	講師派遣	その他
個人賛助会員		10,000円	原則 50%割引	—	20%割引	—	・当研究所が発行する情報誌の送付（年4回発行→6月、9月、12月、3月頃） ・介護に関すること、後見人に関すること、弁護士に関することなどの助言や情報提供など ・施設への入居前後の相談を3回は無料、その後は有料で受けます
法人賛助会員	U会員	100,000円	原則 50%割引	15%割引	20%割引	20%割引	・認証など施設評価料・抜き打ち調査料：5%割引 ・当研究所が発行する情報誌の送付（年4回発行→6月、9月、12月、3月頃） ・国の動きや自治体そのほか施設関係の情報提供 ・施設におけるコンプライアンスや取組みで確認したいことなどの助言
	C会員	一口 100,000円	原則 50%割引	10%割引	20%割引	20%割引	施設評価などの割引は対象外となります

* 法人賛助会員：生活施設（社会福祉法人、介護付き有料老人ホーム、障がい者施設、特定ケアハウス、グループホームなど）・株式会社など

「U会員」：認証施設である法人賛助会員

「C会員」（corporate会員）：認証施設でない法人賛助会員

* 講師派遣（職員教育、施設改善取組みへの助言など）で、奨励金などを受けた研修については割引対象外となります。

* 認証「悠」施設で法人会員ではない場合、施設評価料、抜き打ち調査料は割引対象外となります。

公益財団法人 Uビジョン研究所

認証「悠」に関する運用規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人Uビジョン研究所（以下、研究所という）の定款第4条に基づく高齢者生活施設等の認証・施設評価事業に関する運用について定め、高齢者生活施設が認証を取得することにより、市民が安心して福祉サービスを選択するための情報を提供するとともに、これに携わる事業者の教育・研修、及び調査・研究、並びに助言・提言等を通じて、福祉サービスの質の向上に寄与することを目的とする。

第2条（名称）

当研究所の認証システムの名称は「悠」とする。

第3条（認証の対象）

認証の対象は次のような生活施設とし、以下、「施設」と呼ぶ。

- （1）介護老人福祉施設
- （2）介護老人保健施設
- （3）特定施設入居者生活介護
- （4）認知症対応型共同生活介護
- （5）その他、認証の対象と認めた施設など

第4条（運用の原則）

認証「悠」においては、関わるものすべてが、入居者の立場を第一に考え、運用に当たることを原則とする。

第5条（認証のカテゴリー）

認証「悠」においては、施設のサービスを次の5つのカテゴリーに分け、認証するものとする。

- （1）入居者と訪れる人に笑顔で接していること。
- （2）入居者が安心して安全に暮らせるよう全力を尽くしていること。
- （3）入居者の要望を大切にし、必要な支援が提供できるように努めていること。
- （4）清潔に配慮し、豊かな自然に満ちた環境を大切にしていること。
- （5）地域との交流を大切にしていること。

第6条（認証の取得方法）

認証を取得する方法は、次の2つとする。

（1）研修後に施設評価を受け、認証を取得する方法。

Uビジョン研究所が該当施設の研修を行い、研修終了後1年以内に施設評価を行い、認証を取得する方法。この場合、施設評価前の

ただし、1年間に6日以上研修を行っていることを条件とする。

（2）直接、施設評価を受け、認証を取得する方法。

第7条（新規開設施設の認証の取得）

新規開設の施設は、開設後3年間は、認証のための施設評価は受審できないものとする。ただし、開設当初から認証の取得を目指し、認証プレートのみを施設内に掲げることができる。

施設評価までの期間は、年1回の抜き打ち調査の実施や、該当施設が研究所を虐待に関する相談先として重要事項説明書等に記載すること、また、経営者の相談に応じることなど、サービスの質の向上のための支援を行う。

第8条（施設評価の内容）

施設評価で行う調査は次の通りとする。ただし、施設の種別によって該当しないものがある。

- （1）事前書類調査
- （2）訪問調査時における書類調査
- （3）居住環境・ケア観察調査
- （4）夜間観察調査
- （5）経営者ヒヤリング調査
- （6）入居者ヒヤリング調査
- （7）介護職員ヒヤリング調査
- （8）看護職員ヒヤリング調査
- （9）管理栄養士・調理主任ヒヤリング調査
- （10）生活相談員ヒヤリング調査
- （11）ケアマネジャーヒヤリング調査
- （12）機能訓練指導員ヒヤリング調査
- （13）事務長・事務管理職ヒヤリング調査
- （14）一般職員アンケート調査
- （15）家族アンケート調査

第9条（評価基準）

施設評価においては、第8条の調査に基づき、第5条の5つのカテゴリーについて、それぞれ次の5つの側面から評価していくものとする。

- （1）組織マネジメント
- （2）入居者のQOL
- （3）家族のQOL
- （4）職員のQOL
- （5）地域のQOL

第10条（判定基準）

施設評価に基づき、認証を判定する基準は第5条の5つのカテゴリーのそれぞれを、「最優秀」「優秀」「一部改善」「要改善」の4つに区分し、「最優秀」「優秀」を認定と見なして該当するカテゴリーの認定証書を授与する。「一部改善」「要改善」と判定された場合は、認定証書は授与できない。

第11条（施設評価の結果報告）

認証審査及び施設評価の結果は、報告書にまとめ送付する。

第12条（有効期間）

認証の有効期間は交付日から3年間とする。

第13条（抜き打ち調査）

- （1） 認証を受けた施設は認定証書の交付日から12ヶ月以内、13ヶ月～24ヶ月以内にそれぞれ1回ずつ、研究所の抜き打ち調査を受けるものとする。
- （2） 抜き打ち調査は次の2つの方法とする。
 1. 夜間帯及び早朝調査
 2. 日中及び夜間帯調査
- （3） 認証を受けた施設は抜き打ち調査のため研究所の評価者が訪れた場合、速やかに鍵を開錠するよう、職員に周知しなければならない。
- （4） 抜き打ち調査では、調査を行う場所等は研究所の評価者が指定できるものとする。
- （5） 期限内に「抜き打ち調査」を合理的な理由なく受けなかった場合、原則として認証を取り消す。

第 14 条（認証プレートと認定証書）

- （１） 各施設は、認証審査の申込を行った時点で、施設内の人目につきやすい場所に認証プレートを掲げるものとする。
- （２） 認定証書が交付された場合、該当施設は認証プレートに陶製の「悠印」をはめ込むとともに、認証プレートの周囲に認定証書を掲げるものとする。掲示方法は別紙 1 のとおりとする。

第 15 条（不適合の場合の再審査）

- （１） 一度の審査で 5 つのカテゴリーのすべて、又は、いくつかで認定されなかった場合、いつでも再審査の依頼を行うことができる。
- （２） 再審査の依頼があった日から、研究所は 3 カ月以内に再審査を行うものとする。

第 16 条（認証の更新）

認証の更新をしようとする場合は、認証の有効期限が終了する 6 カ月前までに更新の申請を行うものとする。その場合に再度、適切な認証を受けるものとする。

第 17 条 （著しい法令違反に対する措置）

認証を受けた施設が著しい法令違反等を行った場合、調査を経て認証を取り消す場合がある。

第 18 条（審査結果への異議申し立て）

- （１） 研究所が認証の審査結果を施設に通知したのち、1 か月以内であれば、事業所は審査結果の異議申し立てを行うことができる。
- （２） 研究所は異議申し立てを受けた場合、1 カ月以内に異議の内容を審査し、事業所に結果を通知する。

第 19 条 （施設情報の変更）

認証を受けた施設は、代表者や管理者の交代、定員、施設の住所・電話番号の変更等、基本的な施設情報に変更があった場合、速やかに研究所に通知するものとする。

第 20 条 （認証の説明及び高齢者虐待・苦情解決に関する相談先）

認証を受けた施設は、研究所を高齢者虐待防止の通報先として、施設の重要事項説明書に記載できる。

生活相談員は、重要事項の説明を行う場合、認証について、「サービスの質を確保する認証は、認証取得した施設において、「事故」や「虐待」が全く発生しないことを

保証するものではありません。「事故」や「虐待」が起きないよう施設の方針を明確にし、研修や抜き打ち調査などを通じて、未然に防ぐ努力をし、また、発生してしまった時に誠意をもって対応していることを評価する」ということを説明するよう提示する。

第 21 条 （施設の広報物への掲載）

- （１） 認証の審査を申し込んだ施設は、施設の広報物に認証プレート等を記載し、認証を受審することを広報に役立てられる。
- （２） 前項の場合、施設は研究所に広報を送付する。

第 22 条 （評価者）

研究所の評価者は、別に定める養成プログラムの内容をすべて修了し、別に定める評価者規程を順守する。

第 23 条 （評価者の守秘義務）

研究所の評価者は、各種調査により知り得た施設情報を、評価や認証の審査のため以外に決して利用せず、契約終了後も同様とする。

第 24 条 （評価者の身分証明）

研究所の評価者は、施設を訪問するときは必ず別紙 2 に定める「評価者認定証」を携帯する。

第 25 条 （苦情申し立て）

認証に関して要望・意見・苦情などがあった場合は、施設は研究所に電話、FAX、メールで申し立てることができる。

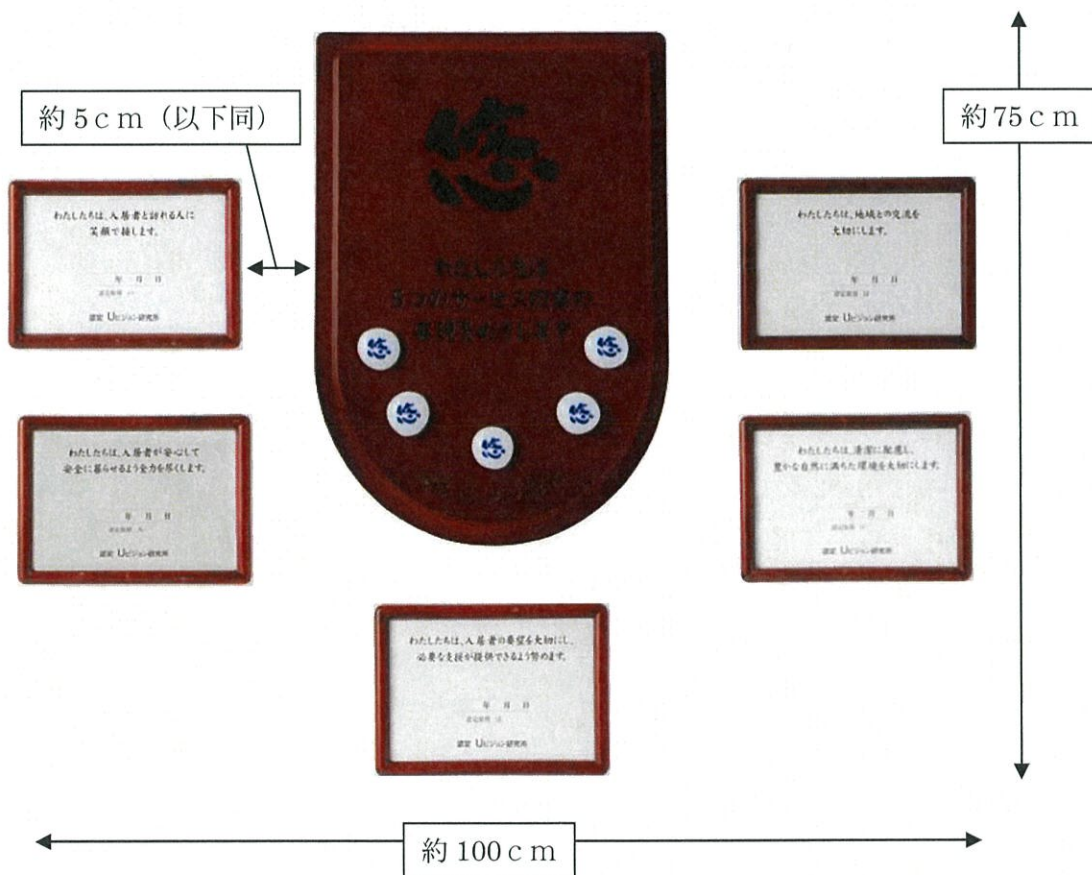
第 26 条 （規程の改正）

本規程の改定は研究所の理事会で行うものとする。

平成 29 年 2 月 14 日の理事会で承認されたこの規程については、平成 28 年 12 月 16 日に遡及して適用する。

認証プレート及び認定証書の掲げ方

別紙 1



表面

～評価者 認定証～	
氏名 ○○ ○○	写真
上記の者を認証システム	
「悠」の評価者として認定する。	
平成 年 月 日	
公益財団法人	
U ビジョン研究所	印

裏面

・ 本認定証を有した評価者が、U ビジョン研究所の「抜き打ち調査実施書」を携え、複数名で認証施設に伺った場合、速やかに開錠し、抜き打ち調査に応じてください。 ・ 本認定証を有した評価者が、施設に対し、集金を行うことはありません。
--